

様

新たな過疎対策法の制定 に関する要望



令和2年11月

島根県過疎地域対策協議会

<表紙写真>

しまねの農村景観フォトコンテスト入賞作品

(左)	「鏡に映る風景」	仁多郡奥出雲町
(右上)	「伝統を継ぐ」	江津市
(右下)	「コミュニケーション」	隠岐郡西ノ島町

過疎地域は豊かな自然や景観、歴史的に育まれてきた文化を有するとともに、安全安心で新鮮な食料の供給、水源のかん養、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、地球温暖化の防止等の多面的機能を担う国民共通の財産であり、国民のよりどころとなる資産として、未来の世代に引き継いでいく必要があります。

国においては、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、これまで四次にわたる立法措置のもと、生活インフラや公共施設の整備など総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに大きな成果を上げてきました。

一方、県内では、一部の市町村で人口の社会増の動きが見られるものの、依然、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、生活交通の維持や農林水産業における後継者不足など、多くの問題への対応が急務になっており、過疎対策はこれまで以上に必要不可欠なものになっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に再認識された過疎地域の役割を踏まえれば、今後の過疎対策においては、持続可能な地域社会を形成し、過疎地域の持つ可能性を実現していくことが、ますます重要となります。

つきましては、現行過疎法の期限到来後においても、引き続き、必要な地域において十分な対策が講じられるよう、下記の事項について特段の配慮を要望いたします。

記

1. 地域指定要件

新たな過疎対策法においても、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」の取扱いを継続するとともに、現行過疎地域を引き続き過疎地域に指定すること。

2. 財政支援措置

(1)過疎対策事業債の必要額の確保

過疎対策のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債の必要額を確保すること。

(2)過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額の引き上げ

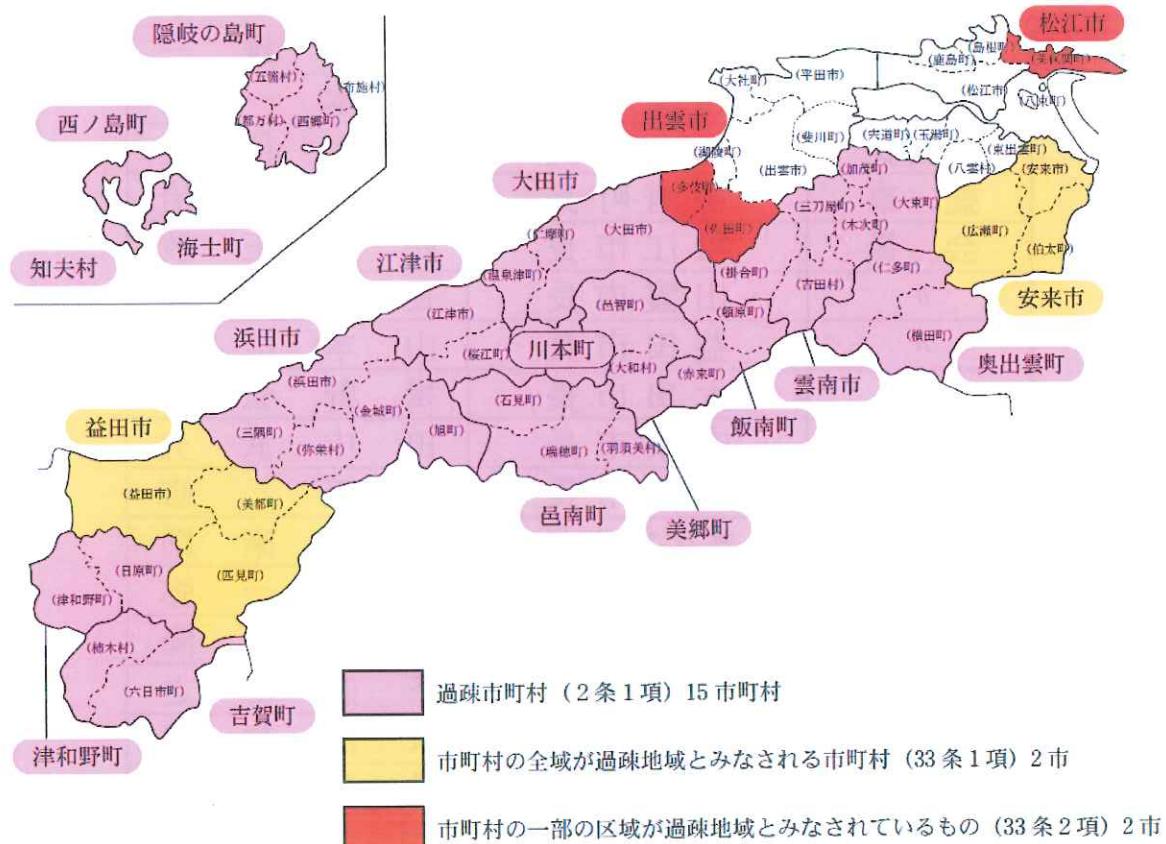
過疎対策事業債（ソフト分）については、地域のニーズに応じて発行限度額を引き上げること。

令和2年11月20日

島根県過疎地域対策協議会会長 山 磯 英 樹

【参考資料】

過疎地域の指定状況



	過疎市町村	全市町村	比率
市町村数	19	19	100.0%
人口(H27国調)	328,225人	694,352人	42.3%
面積(H27国調)	5731.25 km ²	6708.24 km ²	85.4%

島根県過疎地域対策協議会会員名簿

(令和2年11月20日現在)

役員	役職・氏名	
会長	飯南町長	山崎英樹
副会長	浜田市長	久保田章市
副会長	雲南市長	速水雄一
副会長	吉賀町長	岩本一巳
副会長	知夫村長	平木伴佳
監事	邑南町長	石橋良治
会員	松江市長	松浦正敬
〃	出雲市長	長岡秀人
〃	益田市長	山本浩章
〃	大田市長	楫野弘和
〃	安来市長	田中武夫
〃	江津市長	山下修
〃	奥出雲町長	勝田康則
〃	川本町長	野坂一弥
〃	美郷町長	嘉戸隆
〃	津和野町長	下森博之
〃	海士町長	大江和彦
〃	西ノ島町長	升谷健
〃	隠岐の島町長	池田高世偉

(備考) 島根県内全19市町村で構成